平成２７年（フ）第６４号
岐阜市常盤町18番地　メゾンコーヤマ201号室
債務者　酒井　裕子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第５２号
兵庫県加古川市平岡町新在家482番地の１ライブタウン105号、従前の住所兵庫県加古川市別府町別府723番地の３
債務者　安田　眞一
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第８９号
兵庫県加古川市加古川町北在家2108番地
債務者　森田　篤行
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第５１号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目１番46号101号室
債務者　松田　聖司
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第５９号
奈良市神功１丁目６番地　平城第１団地12―507
債務者　久保　周二
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１６１号
広島市西区庚午中１丁目６番20―501号
債務者　大葉　恵子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３号
山口県長門市仙崎74番地10
債務者　藤本　高弘
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第１６号
佐賀県鹿島市大字高津原4167番地８
債務者　田口　嘉範
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第９号
北海道北見市泉町４丁目１番３号　コーポかなもり101号、前住所釧路市阿寒町阿寒湖温泉４丁目１番26―322号
債務者　菅原　一子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第２１８号
茨城県つくば市宝陽台51番地２　Ｔハウス102号
債務者　新井　伸平
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５号
茨城県稲敷市江戸崎甲1274番地25
債務者　上田　正利
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第４５号
山梨県甲府市湯村１丁目10番11号　ハイツ雨宮202号
債務者　岡本和生美
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３０号
三重県桑名市高塚町４丁目74番地１　デージーエイト204号
債務者　尾崎　丈晴
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
三重県四日市市東日野１丁目４―37―９　生田方、住民票上の住所三重県四日市市西伊倉町４番17号　プレステージⅡ203
債務者　渡辺　政代
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
三重県四日市市楠町本郷1260番地１　ドエル本郷105
債務者　宮脇　毅弘
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第４５号
三重県四日市市坂部台１丁目２番地１　花鳥風月風―Ｃ
債務者　坂元　和子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１２８３号
大阪府枚方市牧野本町２丁目９－２、住民票上の住所及び主たる営業所京都市上京区上長者町通猪熊東入杉本町462番地
債務者　花広・マル急送こと　丸山　重和
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係